

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

我が国の男女共同参画社会*の形成に向けた取組は、女子差別撤廃条約等に基づく国際社会における動きと連動して進められてきました。

平成11年6月に「男女共同参画社会基本法*」が制定され、「第1次男女共同参画基本計画」（平成12年12月策定）、「第2次男女共同参画基本計画」（平成17年12月策定）を経て、「第3次男女共同参画基本計画」（平成22年12月）が策定され、これらに基づく取組が推進されてきたところです。

本県においては、平成13年12月に「鹿児島県男女共同参画推進条例*」を制定し、これに基づき、「かごしまハーモニープラン」（平成11年3月策定）の課題を踏まえた「鹿児島県男女共同参画基本計画」（以下「第1次計画」という。）を平成20年3月に策定し、男女共同参画社会の形成に向けた取組の推進を図ってきたところです。

その間、平成15年4月には男女共同参画を推進する総合的活動拠点として、鹿児島県男女共同参画センター*を設置し、平成18年3月には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「配偶者暴力防止法*」という。）に基づく「鹿児島県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」（以下「鹿児島県配偶者暴力防止計画*」という。）を策定（平成21年3月改定）しました。

平成23年度に第1次計画の進捗状況について中間評価を実施したところ、男女共同参画についての県民の理解や取組は広がりつつあるものの、根強い固定的性別役割分担意識*を背景に、男女共同参画社会の実現には未だ課題が多いことが明らかになりました。

また、少子高齢化の進行と人口減少社会の到来、家族や地域社会の変化、経済の長期的低迷と閉塞感の高まり、非正規労働者の増加と貧困・格差の拡大、経済社会のグローバル化などの社会経済情勢の変化に伴う課題を解決するためにも、男女共同参画社会の実現が必要不可欠となっています。

このようなことから、中長期的な展望に立って本県の男女共同参画社会の形成に向けた取組を一層推進するため、政策の全体的な枠組みとともに、その方向性と取組内容を示す「第2次鹿児島県男女共同参画基本計画」を策定します。

2 計画の性格

- (1)この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第1項の規定に基づき策定する法定計画です。
- (2)この計画は、「鹿児島県男女共同参画推進条例」第10条第1項の規定に基づき策定する男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。
- (3)この計画は、市町村が男女共同参画計画を策定し地域の実情や特性に応じた取組を行う際や、民間企業や団体等が男女共同参画社会の形成に向けて活動する際に踏まえる計画です。

3 基本理念

この計画は、「鹿児島県男女共同参画推進条例」第3条に規定する基本理念に基づき策定します。

■男女の人権の尊重

男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(第3条第1項)

■社会における制度又は慣行についての配慮

男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画を阻害する要因となるおそれがあることを考慮して、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。(第3条第2項)

■政策等の立案及び決定への共同参画

男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体（事業者を含む。）における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。(第3条第3項)

■家庭生活における活動と他の活動の両立

男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。(第3条第4項)

■国際的協調

男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮して、男女共同参画の推進は、国際的協調の下に行われなければならない。(第3条第5項)

○計画の中で使用している「男女共同参画の視点」とは、これらの理念を踏まえた立場や観点のことをいいます。

4 基本目標

男女共同参画社会の根底を成す基本理念である「男女の人権の尊重」は、「性別にかかわらず」一人ひとりの人権が尊重されることを意味しています。

「一人ひとりの人権の尊重」が、県民一人ひとりの意識に深く浸透し、行動に結びつくことによって、性別にかかわらず、誰もが多様な生き方を自らの意思で選択し、個性や能力を発揮することができ、かつ、誰もが安心・安全に豊かに暮らすことができる社会を、計画を通して実現するために、次の基本目標を定めます。

一人ひとりの人権が尊重され

- 多様な生き方が選択でき、個性や能力が発揮できる社会づくり
- 誰もが安心して暮らすことができる社会づくり

5 重点目標

第1次計画策定後の社会経済情勢の変化や同計画に基づく取組の成果や課題を踏まえ、基本目標に掲げた男女共同参画社会を実現するために、次の9つの「重点目標」を設定します。

- 1 男女共同参画社会の形成を阻害する社会制度・慣行の見直し、意識の改革
- 2 男女共同参画を正しく理解し、社会のあらゆる分野において推進する教育・学習の充実
- 3 生涯を通じた男女の健康の保持・増進
- 4 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶
- 5 生活上の困難や課題に直面する人々が安心して暮らせる環境の整備
- 6 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- 7 男女ともに能力を発揮できる就業環境の整備の促進
- 8 仕事と生活の調和を図るための環境づくりの促進
- 9 男女共同参画の視点に立った地域づくり活動の推進

重点目標の達成に向けて、「鹿児島県男女共同参画推進条例」第11条の規定に基づき、様々な分野の施策を男女共同参画の視点に立って総合的に展開します。

この計画に策定された施策は、男女共同参画についての意識啓発や地域における男女共同参画の推進役となる人材の育成、配偶者等からの暴力対策等、男女共同参画の推進に直接関係する施策だけではなく、男女共同

参画に影響を及ぼすと認められる全ての施策を対象としており、その範囲は広範多岐にわたります。

これら全ての施策が、男女共同参画の視点を踏まえて実施されることにより、その対象となる人や影響を受ける人が、性別にかかわらず個性や能力を発揮することができたり、一人ひとりの多様な状況やニーズに対する配慮が行われることとなります。それによって、施策の効果は高まり、その固有の目的も達成が図られることとなります。

そして、そのようにして実施される施策の積み重ねは、施策間の相乗効果を生み、男女共同参画社会の形成が着実に促進されることとなります。

県男女共同参画推進条例
(施策の策定等に当たっての配慮)
第11条

県は、男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画に配慮しなければならない。

6 戦略的取組

男女共同参画を推進するための施策は広範多岐にわたることから、その中でも、この計画において、緊要な課題解決に向けて重点的、集中的、部局横断的に推進すべき次の6つの取組を、「戦略的取組」として位置づけます。

- 1 子どもの頃から男女共同参画の理解を深めるための教育現場における取組の推進
- 2 産業分野における女性の活躍の促進
- 3 男性の固定的性別役割分担意識の解消と仕事と家庭・地域活動との調和のための意識啓発と環境整備
- 4 女性が働き続けることができ、暮らしていけるための雇用の問題解消等セーフティネット機能の充実
- 5 配偶者等からの暴力被害者に対する切れ目のない支援の充実
- 6 誰もが出番と居場所のある地域づくり活動の促進

7 計画の期間

この計画の期間は、平成25年度から平成29年度までの5年間とします。

8 計画の体系

基本理念

- 男女の人権の尊重
- 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 社会における制度又は慣行についての配慮
- 国際的協調
- 政策等の立案及び決定への共同参画

(鹿児島県男女共同参画推進条例第3条)

基本目標

一人ひとりの人権が尊重され
 ○多様な生き方が選択でき、個性や能力が発揮できる社会づくり
 ○誰もが安心して暮らすことができる社会づくり

重点目標

- 1 男女共同参画社会の形成を阻害する社会制度・慣行の見直し、意識の改革
- 2 男女共同参画を正しく理解し、社会のあらゆる分野において推進する教育・学習の充実
- 3 生涯を通じた男女の健康の保持・増進
- 4 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶
- 5 生活上の困難や課題に直面する人々が安心して暮らせる環境の整備
- 6 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- 7 男女ともに能力を発揮できる就業環境の整備の促進
- 8 仕事と生活の調和を図るための環境づくりの促進
- 9 男女共同参画の視点に立った地域づくり活動の推進

戦略的取組

- 1 子どもの頃から男女共同参画の理解を深めるための教育現場における取組の推進
- 2 産業分野における女性の活躍の促進
- 3 男性の固定的性別役割分担意識の解消と仕事と家庭・地域活動との調和のための意識啓発と環境整備
- 4 女性が働き続けることができ、暮らしていけるための雇用の問題解消等セーフティネット機能の充実
- 5 配偶者等からの暴力被害者に対する切れ目のない支援の充実
- 6 誰もが出番と居場所のある地域づくり活動の促進

計画期間

平成25年度～29年度(5年間)

推進のあり方

県

- 1 男女共同参画審議会、男女共同参画推進本部等の機能発揮
- 2 鹿児島県男女共同参画センターの機能充実
- 3 男女共同参画の施策に関する申出制度の適切な運用
- 4 数値目標の達成に向けた具体的な取組
- 5 施策の進行管理の徹底
- 6 計画の評価及び施策への確実な反映

連携、協働

